

雇児総発0818第1号

平成22年8月18日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童の安全確認の対応について

虐待通告があった場合の児童の安全確認については、先般の大阪市の事件を受けて、「児童の安全確認の徹底について」（平成22年8月2日雇児総発0802第1号本職通知）により、安全確認ができていない事例がないか早急に確認し、適切に対応することなどをお願いするとともに、その実施状況に係る調査も依頼（平成22年8月10日雇児総発0810第1号本職通知）したところである。

一方、虐待通告を受けた場合の児童の安全確認の初期対応は、「児童相談所運営指針について」（平成22年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下、「児童相談所運営指針」という。）の第3章の第3節で示しているように、「子どもを直接目視することを基本とする」こと及び通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとなっており、現在、「各自治体が定めている48時間以内の所定時間内」において、子どもを直接目視することを確実に実施することが重要であると考えている。

については、こうした初期対応の徹底のほか、児童相談所運営指針で示す児童虐待に関する調査事項や調査方法を適切に運用することにより、児童虐待対策に万全を期されるよう、改めて管下児童相談所に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。